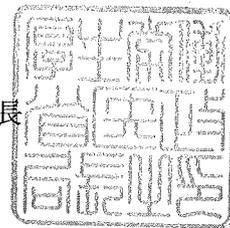




医政発0307第2号
平成26年3月7日

公益社団法人全日本病院協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行等について

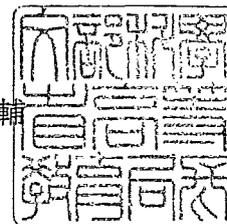
厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添（写）の通り各都道府県知事等に対して通知を发出了したので、御了知いただきますとともに、関係各位に広く周知していただき、御協力いただきますよう格段の御配慮をお願い申し上げます。

25文科高第955号
医政発0307第1号
平成26年3月7日

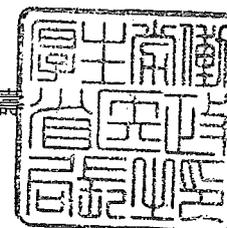
各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿
各国公立大学長

文部科学省高等教育局長
吉田 大 輔



(印影印刷)

厚生労働省医政局長
原 徳 壽



(印影印刷)

救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行について

標記に関し、今般「救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」(平成26年3月7日文部科学省・厚生労働省令第1号)が公布(別紙(官報写))され、平成26年4月1日より施行されることとなった。

ついては、本件の趣旨、内容等について御了知の上、各都道府県及び各都道府県教育委員会にあっては貴管下学校養成所及び関係団体への周知いただくとともに、その実施につき遺漏のないようお願いしたい。

記

第1 改正の趣旨

「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年1月31日厚生労働省令第7号)並びに「救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件」(平成26年1月31日厚生労働省告示16号)が平成26年1月31日に公布され、平成26年4月1日より施行されること

に伴い、救急救命士学校養成所の教育水準の向上を図るため、救急救命士学校養成所指定規則（平成3年文部省・厚生省令第2号）（以下「規則」という。）の指定基準のうち、教育内容を改正するものである。

第2 改正の内容

教育内容の改正

- 1 規則第4条第1項第3号関係（別表第1）
「専門分野」のうち「救急症候・病態生理学」の単位数を1単位増加した。
- 2 規則第4条第2項第3号関係（別表第2）
「専門分野」のうち「救急症候・病態生理学」の単位数を1単位増加した。
- 3 規則第4条第3項第3号関係（別表第3）
「専門分野」のうち「救急症候・病態生理学」の単位数を1単位増加した。

第3 施行時期等

1 施行時期

- (1) 平成26年4月1日（別表第1）
- (2) 平成27年4月1日（別表第2及び別表第3）
（（1）、（2）で施行日が異なるのは、別表第1に定める教育内容についての修業年限は2年以上、別表第2及び別表第3に定める教育内容についての修業年限は1年以上又は半年以上であるため、国家試験の受験の際の平等性を確保する必要があるためである。）

2 経過措置

この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育内容については、この省令による改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間、なお従前の例によることができるとした。

第4 その他

1 救急救命士国家試験について

第39回救急救命士国家試験（平成27年度施行予定）から当該教育内容を出題範囲に加えるものとする。

2 関係する通知の改正について

(1) 「救急救命士養成所の指導要領について」の改正について

「救急救命士養成所の指導要領について」(平成3年8月15日健政発第497号厚生省健康政策局長通知)の別表1及び別表2を別添のとおりに改める。

(2) 「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」の改正について

「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」(平成4年11月27日指第81号厚生省健康政策局指導課長通知)のうち、実習内容の検査及び手技に係る細目及び標準経験目標数の改正内容については別途通知するので参考にされたい。

政 令

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十五号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局」を「内部部局等」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 内部部局等

第二章第一節の節名中「及び局」の下に「並びに放射性物質汚染対処技術統括官」を加える。

第十条第一項中「三人」を「四人」に改める。

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 第十条第一項の参事官(前二項に規定するものを除く。)のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣 石原 伸晃

内閣総理大臣 安倍 晋三

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十六号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表 消防団員退職報償金支払額表(第三条関係)

階級	勤務年数			
	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満
団長	三三九千円	三四四千円	四五九千円	五九四千円
副団長	三三九千円	三三九千円	四二九千円	五三四千円
分団長	二二九千円	三二八千円	四一三千円	五二三千円
副分団長	二二四千円	三〇三千円	三八八千円	四七八千円
部長及び班長	二〇四千円	二八三千円	三五八千円	四三八千円
団員	二〇〇千円	二六四千円	三三四千円	四〇九千円
				五二九千円
				六八九千円

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附則

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

総務大臣 新藤 義孝
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○文部科学省 令第一号

厚生労働省 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第四十二条の規定に基づき、救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月七日

文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 田村 憲久

救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
救急救命士学校養成所指定規則（平成三年 文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 専門分野の項中「七」を「八」に改め、同表中

六十九 を 合 計 七十 に改め、同表備考第三号中「四

十四単位」を「四十五単位」に、「二十六単位」を「二十七単位」に改める。

別表第二 専門分野の項中「七」を「八」に改め、同表中

六十一 を 合 計 六十二 に改め、同表備考第三号中「三

十六単位」を「三十七単位」に、「二十六単位」を「二十七単位」に改める。

別表第三 専門分野の項中「救急症候・病態生理学

学 六 に改め、同表中 合 計 三十二 を

合 計 三十三 に改め、同表備考第三号中「二十三単位」を「二十

四単位」に、「十七単位」を「十八単位」に改める。

附則

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において救急救命士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の救急救命士学校養成所指定規則別表第一の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

規 則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一一三三（本府省業務調整手当の一部の改正に關し）の人事院規則を制定する。

平成二十六年三月七日

人事院規則九一一三一五

人事院規則九一一三三（本府省業務調整手当の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一一三三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「内部部局」の下に「及び同庁に置かれる職を加え、同条第三十九号中「除く。」の下に「及び本省に置かれる職」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院総裁 原 恒雄

告 示

○法務省告示第九十九号

岩手県奥州市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

一 当該戸籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に關する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、奥州市役所又は盛岡地方務局水沢支局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣 谷垣 禎一

岩手県奥州市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

一 当該戸籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に關する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、遊佐町役場又は山形地方務局酒田支局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣 谷垣 禎一

山形県飽海郡藤岡村大字大蔵岡字下石田三十八番地

佐藤 仲治

○法務省告示第一百号

岐阜県山県市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に關する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、山県市役所又は岐阜地方務局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣 谷垣 禎一

岐阜県山県郡平井村三十九番戸 田中嘉市郎

○法務省告示第一百二号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に關する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方務局上田支局に照会すること。

平成二十六年三月七日

法務大臣 谷垣 禎一

長野県上田市常磐城八百七十番地 猪又小理平

○法務省告示第一百三号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年四月七日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

教育内容と教育目標

教育内容		単位数			教育目標
		指定規則			
		別表	別表	別表	
		第1	第2	第3	
基礎分野	科学的思考の基盤	8	—	—	医療従事者として必要な科学的思考及び教養を身につける。生命に関わる科学の基礎を理解し、疫学的な考察力を培うとともに情報化社会に対応できる知識を習得する。
	人間と人間生活				人間性を磨き、自由で客観的な判断力を培い、主体的な行動力を身につける。
	(小計)	8	—	—	
専門基礎分野	人体の構造と機能	4	4	3	人体の構造と機能及び心身の発達に関する知識を系統的に習得する。
	疾患の成り立ちと回復の過程	4	4	2	疾病及び障害に関する知識を系統的に習得する。
	健康と社会保障	2	2	1	公衆衛生の基本的考え方を理解し、国民の健康及び地域・環境保健、医療及び福祉についての知識を習得する。
	(小計)	10	10	6	
専門分野	救急医学概論	6	6	4	生命倫理と医の倫理（インフォームドコンセントを含む）の基本的な考え方を理解する。 地域における救急救命士の役割及びメディカルコントロール体制について理解する。救急現場、搬送過程における救急医療及び災害医療についての知識を系統的に習得する。また、救急救命処置に係る適応や合併症、医療事故対策について理解する。使用できる薬剤の効果や副作用について理解する。
	救急症候・病態生理学	8	8	6	救急症候・病態生理学について理解し、症候・病態ごとに観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	疾病救急医学	8	8	5	各種疾患（小児、高齢者、妊産婦等を含む）の発症機序、病態、症状、所見、及び予後等について理解し、観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	外傷救急医学	4	4	2	外傷の受傷機転、発生機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	環境障害・急性中毒学	1	1	1	環境因子、中毒物質、放射線等による障害の発生機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。
	臨地実習	25	25	9	修得した知識、技術を病院前救護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な接遇を習得し、医師の指示の下で病院前救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養う。
	(小計)	52	52	27	
合計		70	62	33	

※ 下線部分は改正部分

別表2

教育上必要な機械器具、標本、模型

1 機械器具

(1) 基礎医学科目用

解剖学教育用機材、生理学教育用機材、病理学教育用機材

(2) 臨床医学科目用

気道確保実習モデル人形、自動式除細動器、心電計、血圧計、パルスオキシメーター、輸液セット、ラリングアルマスク、食道閉鎖式エアウェイ、気管内チューブ、ショックパンツ、自己検査用グルコース測定器、その他

(3) 患者輸送用自動車用(兼用も可)

自動車搭載用ストレッチャー、担架、患者監視装置(心電図、血圧、呼吸のモニターが可能なもの)、人工呼吸器一式(酸素吸入を含む。)、自動式除細動器、輸液セット、その他

2 標本及び模型

組織標本、人体解剖模型、人体内臓模型、人体骨格模型、呼吸器模型、血液循環系模型、心臓解剖模型、脳及び神経系模型、その他

3 視聴覚器材等

プロジェクター (スライド、OHP、ビデオ方式含む)、視聴覚教材

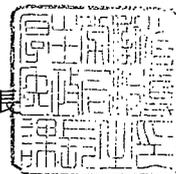
※ 下線部分は改正部分



医政指発0307第1号
平成26年3月7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長



救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の施行に係る取扱いについて

標記に関し、今般「救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令」（平成26年3月7日 文部科学省・厚生労働省令第1号）が公布されたことに伴い、下記について御了知いただくとともに、貴職におかれては貴管下学校養成所及び関係医療機関等への周知徹底及び指導方よろしくお願ひしたい。

記

第1 「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」（平成4年11月27日指第81号厚生省健康政策局指導課長通知）の改正について

1 改正の趣旨

「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長 島崎修次、日本救急医療財団理事長）の報告書等を踏まえ、救急救命処置に「血糖測定」等が加えられることを受けて実習細目を追加すると共に、従来の実習細目について整理を行った。

2 改正の内容

同通知中の別表1及び別表2を別添に改める。

第2 その他

先般「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年1月31日厚生労働省令第7号）により追加された、救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与に係る内容を含んだカリキュラムを修了したうえで、平成27年度より施行される救急救命士国家試験に合格した者については、「救急救命士の心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施のための講習及び実習要領並びに修了の認定等について」（平成26年1月31日医政

指発 0131 第 2 号厚生労働省医政局指導課長通知) による講習及び実習の対象外とすること。ただし、再教育についてはこの限りではない。

(別表1)

別添

臨床実習施設における実習の細目

- A：指導者の指導・監督のもとに、実施が許容されるもの
 B：指導者が介助する場合、実施が許容されるもの
 C：指導者の指導・監督のもとに、医行為を行う者を介助するもの
 D：見学にとどめるもの

	実 習 細 目	実習水準
1	バイタルサインの観察（血圧、脈拍、呼吸数など）	A
2	身体所見の観察（視診、触診、聴診など）	A
3	モニターの装着（心電図、パルスオキシメータなど）	A
4	酸素投与	A
5	バッグマスクによる人工呼吸	A
6	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	A
7	気管内挿管	C
8	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	B
9	気道内吸引	B
10	喉頭鏡の使用	A
11	人工呼吸器の使用	D
12	胸骨圧迫	A
13	開胸心マッサージ	D
14	末梢静脈路確保と輸液	A
15	点滴ラインの準備	A
16	中心静脈確保	D
17	血糖測定	A
18	輸血	C
19	除細動	B
20	エピネフリンの使用	A
21	ブドウ糖溶液の使用	A
22	薬剤（エピネフリンとブドウ糖溶液以外）の使用	D
23	循環補助（ペースメーカー、IABP）	D
24	創傷の処置	C
25	骨折の処置	C
26	胃チューブ挿入	C
27	胸腔ドレナージ	D
28	ナーシング・ケア（清拭、体位変換など）	A
29	精神科領域の処置	A
30	小児科領域の処置	A
31	産婦人科領域の処置	B

(別表 2)

臨床実習項目別の標準経験目標数

	実 習 項 目	標準目標数(回)
実施するもの	バイタルサインの観察(血圧、脈拍、呼吸数など)	15
	身体所見の観察(視診、触診、聴診など)	15
	モニターの装着(心電図、パルスオキシメータなど)	15
	酸素投与	10
	バッグマスクによる人工呼吸	3
	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	3
	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	3
	気道内吸引	10
	喉頭鏡の使用	3
	胸骨圧迫	3
	末梢静脈路確保と輸液	10
	点滴ラインの準備	10
	エピネフリンの使用	10
	ブドウ糖溶液の使用	3
	血糖測定	5
	除細動	10
	ナーシング・ケア(清拭、体位変換など)	10
	精神科領域の処置	3
	小児科領域の処置	3
	産婦人科領域の処置	3
介助に留めるもの	気管内挿管	3
	輸 血	3
	創傷の処置	3
	骨折の処置	3
	胃チューブ挿入	3

<備考> ・標準目標数の欄は臨床実習施設における実習細目の実習水準A～Cのもの(Dを除く。)について標準目標数を示したもの。

・実習期間中の経験数が標準目標数に満たない場合は、救急救命士の資格取得後、勤務先において行われる就業前の病院内実習等の機会等を通じて、養成課程中の病院内実習における経験数と合わせてこれを満たすよう努めること。

※ 下線部分は改正部分